

## 理事・監事選挙細則

平成 23(2011)年 11 月 12 日 理事会制定

平成 25(2013)年 3 月 2 日 理事会改定

平成 28(2016)年 2 月 12 日 理事会改定

平成30(2018)年12月1日 理事会改定

(総則)

第 1 条 公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）の理事及び監事の選挙に関しては、定款による以外は、この細則による。

(選挙管理委員会)

第 2 条 理事及び監事の選挙に必要な業務は、別に定める選挙管理委員会が行う。

(理事及び監事の定数)

第 3 条 本会の理事及び監事の定数を以下のように定める。

- (1) 理事 16 名
- (2) 監事 2 名

(理事候補者及び監事候補者)

第 4 条 理事及び監事の選任に先立ち、理事候補者及び監事候補者を選出する。

(理事候補者選挙)

第 5 条 理事候補者のうち 12 名は、立候補した正会員から代議員の郵送投票により選出する。

- 2 理事候補者に立候補しようとする者は、選挙管理委員会の定める様式に従い、期限内に届け出なければならない。
- 3 理事候補者の選挙は 12 名不完全連記投票により行い、得票順に 12 名を選出する。
- 4 最下位当選者に得票の同数者が生じたことにより 12 名を超えた場合は、最下位当選者同士で再投票により選出する。
- 5 立候補者が 12 名以内の場合は、全員を理事候補者とする。

(投票によらない理事候補者の選出)

第 6 条 理事会は、本会の運営の継続性等の観点から理事候補者 4 名を代議員の投票によらず選出する。

- 2 前項により理事会が選出する理事候補者は、第 12 条 1 項 2 号に掲げる条件を満たすことを要しない。

(監事候補者選挙)

第 7 条 監事候補者は、立候補した正会員から代議員の郵送投票により選出する。

- 2 監事候補者に立候補しようとする者は、選挙管理委員会の定める様式に従い、期限内に届け出なければならない。
- 3 監事候補者の選挙は 2 名不完全連記投票により行い、得票順に 2 名を選出する。
- 4 最下位当選者に得票の同数者が生じたことにより 2 名を超えた場合は、最下位当選者同士で再投票により選出する。
- 5 立候補者が 2 名以内の場合は、全員を監事候補者とする。

(理事及び監事の選出)

第 8 条 理事及び監事は、それぞれ理事候補者及び監事候補者から総会の決議により選任する。

(理事・監事重複立候補の禁止)

第 9 条 理事と監事に重複して立候補してはならない。

(欠員の補充)

第 10 条 理事又は監事に欠員が生じたときは、理事候補者選挙の次点者から総会の決議により選出する。

- 2 次点者が複数の場合は、最下位当選者同士で再投票により選出する。
- 3 次点者がいない場合は、正会員の中から理事会の推薦により総会の議決を経て補充者を決定する。

(就任時年齢、連続再任の制限)

第 11 条 理事及び監事は就任時 65 歳未満でなければならない。

- 2 理事の連続再任は、3 期までとする。
- 3 監事の連続再任は、3 期までとする。

(立候補の条件)

第 12 条 理事候補者及び監事候補者に立候補する正会員は、以下の各号をすべて満たさな

ければならない。

(1) 選挙の行われる年度の会費を納入していること。

(2) 別表に示す学会への貢献点の合計が過去 10 年以内で 5 点以上であること。

2 定款第 10 条 3 項により、理事会が推薦する補充者は、前項の各号の条件を満たさねばならない。

(結果の公表)

第 13 条 決定した理事及び監事は、速やかにホームページに氏名を公表するものとする。

(補則)

第 14 条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。

別表

役職等	貢献点
日本医学物理学会 学術大会長	6
同 理事または監事 (1 期につき)	4
同 評議員または代議員 (1 期につき)	2
同 委員長 (1 期につき)	4
同 委員 (1 期につき)	2

注 1) 理事と委員長の兼務は重複計上しない。

注 2) 委員会には、常設または ad hoc 委員会、学術大会開催のための実行委員会、プログラム委員会、選挙管理委員会などを含む。

注 3) 事業計画に記載の対外活動 (医学物理士認定機構、International Organization for Medical Physics など) の理事、委員などの貢献点は、別表の貢献点の 1/2 とする。RPT 編集委員なども準じて扱う。

注 4) 役職等に就任 (もしくは委嘱) の日から積算できる。